

第4次行政改革大綱がまとまる

昨年の広報11月号でお知らせしたとおり、町では行政改革の指針となる行政改革大綱の改定作業を進めておりましたが、この度大綱がまとまりましたので、その概略をお知らせします。
全文は町ホームページ、役場本庁舎又は国府支所の町民情報コーナーで閲覧できます。

大磯町第4次行政改革大綱

(抜粋)

はじめに

平成12年に地方分権一括法が施行されて以来、三位一体の改革や地方分権改革推進法等の施行に伴い、地方自治体は徹底した行政改革を進め中央への依存から脱却して自らの地域のことは自らの意志で決定し、その財源・権限と責任を自らが持つ「地域主権型社会」に対応した行政システムを構築することが求められています。

(中略)
しかし、少子高齢化や環境対策等の重要課題に対する行政負担はますます重くなり、一方、生産年齢人口の減少等により収入の根幹をなす町税収入の伸びは今後とも期待出来ないため、人材・財源の限られた本町において、行政運営はさらに厳しさを増すものと予想されます。
このような状況ですが、総合計画事業の着実な推進により、

3 推進事項

(1) 町民本位の質の高い行政サービスの推進

多様化する町民のニーズを把握し、そのニーズに的確に対応できる行政運営に努め、町民の立場に立った行政サービスの推進します。

(2) 町民に開かれた透明性の高い行政の推進

地域主権型社会は、町の自己決定、自己責任が大幅に拡大するため、これまで以上に町民との協働による施策の展開が重要となります。このため、町民との情報の共有や、政策の形成及びその決定過程の透明性向上を図ります。

(3) 簡素かつ効率的な行政の推進

サービス精神と経営感覚に立脚し、簡素かつ効率的に事業を行い、その成果を重視するとともに、町の実情に応じて創意工夫を講じ、より総合的な行政サービスの施策展開を図ります。

①事務事業の見直し②組織・執行体制の見直し③職員定員及び給与の適正化④人材の育成・確保⑤財政の健全化

4 実施計画

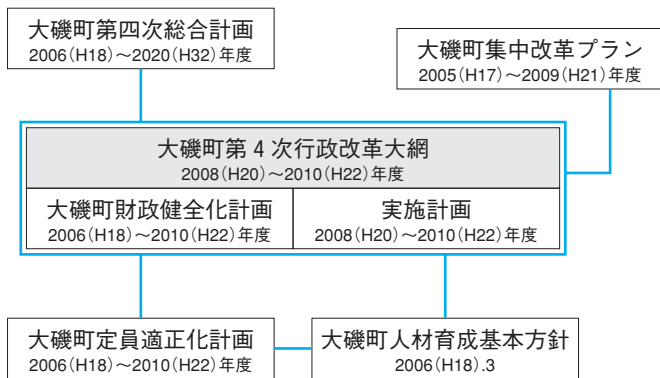
大綱の目標を達成するため、推進事項に基づく年次別の具体的な取り組み内容を示した実施計画を策定します。

この改革・改善目標はできる限り数値目標とし、計画内容は広報やホームページ等を通じて町民に分かりやすい方法で公表します。

5 進行管理

実施計画は計画的に進行管理を行い、進捗状況を広報やホームページ等を通じて町民に公表します。

6 本計画の位置づけ



大磯町行政改革

推進委員会から

答申書が提出

行政改革大綱の策定にあたり、町長の諮問機関である大磯町行政改革推進委員会(成田康昭委員長)より、大綱(案)について町長に対し、1月31日付で答申書が提出されました。

答申書の内容は、町ホームページ、役場本庁舎又は国府支所の町民情報コーナーで閲覧できます。



▲成田委員長から三好町長へ提出

◎問い合わせ

企画室 ☎内線205